

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

### 1 事業者及び事業所の概要

#### (1) 事業者名

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 事業者名     | 新宿区柏木高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）        |
| 事業所所在地   | 東京都新宿区北新宿3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム（かしわ苑）内 |
| 介護保険指定番号 | 1300400148                          |
| サービス提供地域 | 新宿区柏木特別出張所管轄                        |

#### (2) 事業所の職員体制

|      | 業務内容  | 人員 | 計  |
|------|---|----|----|
| 管理者  | ・事務統括   | 1名 | 9名 |
| 事務   | ・事務作業   | 1名 |    |
| 担当職員 | ・介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）<br>・介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防ケアプラン」といいます。）の作成 | 7名 |    |

#### (3) 事業所の開設曜日・開設時間

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 開設曜日・開設時間 | 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分 |
| 休日        | 日曜日及び12月29日～1月3日     |

### 2 介護予防支援等の一部委託（委託する場合）

介護予防支援等の一部を新宿区地域包括支援センター等運営協議会で承認された次に掲げる指定居宅介護支援事業者に委託します。

|        |  |
|--------|--|
| 事業者名   |  |
| 事業所連絡先 |  |

### 3 利用料金

#### (1) 利用料（介護予防ケアプラン作成）

ア 要支援認定者は、介護保険法第58条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおりです。

■介護予防支援にかかる1か月あたりの費用 （1単位：11.40円）

| 項目         | 単位数   | 金額     |
|------------|-------|--------|
| 介護予防支援     | 442単位 | 5,038円 |
| 介護予防支援初回加算 | 300単位 | 3,420円 |
| 委託連携加算     | 300単位 | 3,420円 |

イ 介護予防・生活支援サービス事業対象者は、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定に基づき次のとおりです。

■介護予防ケアマネジメントにかかる1か月あたりの費用 （1単位：11.40円）

| 項目                 | 単位数   | 金額     |
|--------------------|-------|--------|
| 介護予防ケアマネジメントA      | 442単位 | 5,038円 |
| 介護予防ケアマネジメントA 初回加算 | 300単位 | 3,420円 |

|                      |       |        |
|----------------------|-------|--------|
| 介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算 | 300単位 | 3,420円 |
| 介護予防ケアマネジメントB        | 332単位 | 3,784円 |
| 介護予防ケアマネジメントB 初回加算   | 260単位 | 2,964円 |

なお、法定代理受領により当該高齢者総合相談センターに介護予防支援費として介護保険から全額給付される場合又は介護予防ケアマネジメント費として介護予防・生活支援サービス事業費が全額給付される場合は自己負担はありません。

また、上記の単位数及び金額は説明日現在のものです。介護保険法等の改正により変更となる場合はこれに則ります。

## (2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切解約料はかかりません。

## (3) その他

利用者の保険料の滞納等により、保険給付金（介護予防支援費）が直接事業者を支払われない場合があります。その場合、月ごとの清算とし、前月分の介護予防支援費を全額お支払いいただきます。当事業者より、サービス提供証明書と領収書を発行いたします。後日、新宿区の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

## 4 サービスの提供方法及び内容

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、介護予防ケアプランを作成し、支援します。

- (1) 介護予防ケアプラン作成についての利用申し込み、契約締結
- (2) 居宅を訪問し、利用者及び家族と面接、解決すべき課題の把握
- (3) 介護予防ケアプラン作成及び交付
- (4) 介護予防サービス事業者等によるサービス提供
- (5) 介護予防ケアプランの実施状況の把握（モニタリング）
- (6) 介護予防ケアプランにおいて設定した目標についての評価

## 5 サービスの選択

利用者や家族は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができるとともに、ケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 6 医療機関との連携

利用者が医療サービスの利用を希望する場合やその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

利用者や家族は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、利用者に係る担当職員の名及び連絡先を当該病院等に伝えてください。

## 7 ハラスメント対策の強化

ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を終了することもあります。

